

平成23年1月13日

内閣総理大臣 菅 直人 様

長崎県知事 中村 法道 諫早市長 宮本 明雄 雲仙市長 奥村慎太郎 

諫早湾干拓事業に関する質問状

平成22年12月6日の諫早湾西工区前面堤防工事差止等請求控訴事件の判決（以下「判決」という。）については、潮受堤防の締切りと漁業被害について合理性に欠ける根拠により因果関係を認定したことや、潮受堤防が防災機能や営農に果たしている役割が適正に評価されていないこと、開門による漁業や自然環境への影響が適正に配慮されていないことなど地元には到底納得できない重大な問題を含んでいると考えております。

仮に、潮受堤防排水門の常時開門が行われれば、防災機能が損なわれ、地域住民の安全安心な生活が確保できなくなること、全国に誇れる先進的で意欲的な環境保全型農業を展開する新干拓地や稲作中心から畑作も含めた複合経営への転換が進む背後地農業の基盤が崩壊すること、地域の漁業者の努力により回復の兆しが見られる諫早湾内の漁業へ甚大な被害をもたらすこと、堤防締切り後に形成されてきた絶滅危惧種も含む淡水系の生態系に対して壊滅的な影響・被害を与えることが危惧され、今、地域は大きな不安に陥っております。

諫早湾干拓事業においては、平成20年の事業完成を受けて、既に、地域の防災施設

としてなくてはならない機能を発揮するとともに、新たな農業・漁業の取り組みが行われているという厳然たる重い事実があります。

こうした背景を踏まえ、国は現政権の下でも、控訴審で争う等当事業の有効性を直近まで一貫して主張されてきたものであり、また、開門が地域に重大な影響を与えることを国も認識されてきたからこそ、国は直近まで裁判で争ってきたものと考えております。

今回、従来の国の主張が認められず控訴審において敗訴しましたが、そもそも従来の主張や考えが変わらないのであれば、当然、上訴されるべきものであったと考えます。

しかし、上訴せず、開門を受け入れるという判断を行ったということは、諫早湾干拓事業においては、国が争ってきた主張や考え方をこの時点で大きく変更したということにほかなりません。このような変更は、地域住民の安全や営農者、漁業者の生活にかかわる極めて重大な問題であります。

このため、開門を受け入れるという重要な判断にあたっては、開門することにより確実に漁場環境が再生し、漁業被害が解消されるとの確証があり、一方、開門により引き起こされる地域の防災、営農、漁業、自然環境への影響と被害に対して十分かつ具体的な方策を準備した上で行われるべきものと考えます。

さらに言えば、本事業はそもそも国営事業であり、地域は国の方針を受け入れ、税金による負担も負いながら、国に対し協力を行ってきました。特に、新たに入植した営農者は、開門しないという国の方針を信じ、巨額の投資を行い、入植しました。従って、国は事業主体として、営農者、漁業者、地域に対し、重い責任を有しております。万全の対策の見込みなしに、大きな方針変更を行うということは決してあってはならないことと考えます。

しかしながら、菅総理は、その判断の表明後に、関係閣僚に対し、地域に被害や影響を出さないよう検討を指示されたこと、また、開門による影響・被害及び対策を科学的客観的に検討する環境アセスメントの結果が出る前に判断されたことを見れば、開門に伴う影響や被害に対する十分な具体的方策を持って、開門の受け入れを判断されたものなのか、疑問を抱かざるを得ません。

また、現政権は地域主権を大きな柱に掲げ、地域との対話や地域の理解を重要なものとされており、本県においては、県議会、関係市長、市議会、地元代表を含め、再三にわたり地域の実情と地元の考え方を説明してきたところであり、また、国は平成22年3月に「開門調査を含む方策については、環境アセスメントを実施した上で、関係者の同意を得ながら検討する」と回答されております。

このことからすれば、上訴放棄の前に、実際に開門により影響を最も被ることとなる地域に対し、当然真っ先に説明し、理解を求めべきだったのではないのでしょうか。

にもかかわらず、実際に開門により影響・被害を受ける地域住民に、一遍の説明もな

く、また、直接地域に対して意見を求めることなく上訴の放棄、開門の方向性が示されたことは、重大な違背行為であると言わざるを得ません。

ついては、今回、国は、上訴を放棄するに当たり、当該判決及びその理由、根拠等についてどのように評価されているのか。また、判決に基づき常時開門を行う場合の影響・被害及び防災対策等について、どのような具体的対応策をもって、判決の受け入れを判断されたのかなど、国の考え方を示していただくことが不可欠であると考え、以下の項目について質問状を提出するものであります。

国におかれては、地元の不安や憤りを真摯に受け止めて頂き、当質問状に対して、平成23年1月末までに文書にて回答を頂きますようお願いいたします。

なお、本問題は、防災、営農、漁業、自然環境など多方面に及ぶため、回答にあたっては政府全体として責任ある回答を頂くようお願いいたします。

1 控訴審判決の問題点について

〔潮受堤防の締切りと漁業被害との因果関係〕

(1) 因果関係について

判決では、国が提出した証拠（乙第582号証の1, 3）により、「潮受堤防が締め切られた平成9年の漁獲量と平成17年の漁獲量を比較すると、魚類全体については、全国で約24%減少しているのに対し、諫早湾では約51%減少していること等から、諫早湾においては潮受堤防締切り後、全国的な傾向よりもはるかに急激に漁獲量が減少しているというべき」として、潮受堤防の締切りと原告らの漁業被害との間の因果関係を認めています。

しかしながら、漁獲量により堤防締切りと漁業被害との因果関係を論じるのであれば、締切り前後で、その減少傾向に大きな違いがあるかどうかを見る必要がありますが、同証拠によれば、諫早湾近傍地域の魚類の漁獲量は、長期的に一貫して減少しており、その減少傾向は、堤防締切り前後を通してほとんど変わらないものとなっております。諫早湾近傍では潮受堤防の締切り前9年（平成元年～9年）に約1000トン減少し、締め切り後9年（平成9年～17年）でも約1000トン減少しており、同様の減少傾向を示しております。従って、堤防締切りそのものが漁獲量の急激な減少を招いたものとは言えないものと考えます。

なお、魚類の漁獲量については、全国的に見ても長期的に減少しています。同証拠により、同様に、平成元年から平成17年の17年間について漁獲量の推移を見れば、全国と諫早湾近傍部の双方とも約1/3に減少しており、大きな差は見られません。このことから、当該証拠をもって、諫早湾近傍部の漁獲量が全国的な傾向よりもはるかに急激に減少しているとはいえません。全国の漁獲量では、平成元年から平成9年までの間に大きく減少し、その後、平成9年から平成17年の間の減少傾向が緩やかだったに過ぎず、判決における当該証拠の評価は失当と考えます。

また、既に平成17年に、工事差止仮処分事件において、因果関係は認められないとの最高裁決定が確定していますが、今回の判決は、合理性を欠く根拠により因果関係を認め、最高裁決定と食い違ったものとなっております。

この点について、国は、判決と同様に潮受堤防の締切りにより漁獲量が急激に減少したと考えておられるのか。また、これまで国は、一貫して堤防締切りと漁業被害との因果関係を否定してきましたが、今回、この考えを変更し、堤防締切りと漁業被害との因果関係を認めることとされたのか、仮に、因果関係を認めることとされたのであれば、その論拠はいかなるものであるか、見解を示していただきたい。

[防災機能への影響]

(2) 防災機能が限定的とした評価について

判決では、「本明川の平成 17 年の整備状況では整備目標流量が流下した場合、ほぼ全川にわたり計画高水位を大きく上回る状況であり、常時排水の改善を防災機能として評価することは困難である」とされています。

また、判決では、「潮受堤防締切り後の12年間に農業関連被害総額が3億円程度以上の浸水被害が3回発生していて、河川改修や排水設備の設置・強化が必要な状況であるから、洪水時の防災機能は限定的なものにとどまる」としています。

しかしながら、潮受堤防を締切り、調整池をマイナス1.0メートルの水位で管理することで海水の遡上が無くなり、ガタ土の堆積が無くなったことなどにより、調整池に流れ込む河川や水路及び排水施設からの常時排水は大幅に改善されています。

また、提出された証拠によると3億円以上の浸水被害が、締切り前は15年間に7回発生しているのに対し、締切り後の12年間では3回と半減している。さらに、締切り前は、この地域ではたびたび高潮による被害を受けていましたが、締切り後は、台風が襲来した際にも潮受堤防により高潮被害が発生しておらず、防災機能の発揮が限定的なものであるとの評価は、全般的を得ていないものと言えます。

さらに、河川や水路及び排水施設等については、堤防締切りと調整池の水位管理によりガタ土堆積がなくなることを前提に、整備が進められています。また、本明川においては、昭和 32 年の諫早大水害に相当する大洪水を想定した整備目標流量を安全に流下させるよう河川整備が進められていますが、平成 17 年時点では、未だその途中段階であり、そうした中で計画高水位（河川や水路の断面決定の基礎となる水位）を上回ることをもって、本件事業に防災機能がないと評価するのは失当であります。

これまで、大雨や台風の都度、不虞番で危険な排水門の管理を強いられ、また、その都度、排水門前等に堆積したガタ土排除などの重労働を行う必要がありましたが、堤防締切り後はこの作業から解放され、また、高潮・洪水の心配もなくなり、ようやく枕を高くして眠れるようになったというのが地域の実感であります。

このように、諫早湾干拓事業により防災機能が大きく改善されたことは疑いのない事実であると考えますが、国は本件事業の防災機能について、判決同様に限定的なものと考えておられるのか、見解を示していただきたい。

(3) 防災機能への支障について

平成 14 年の短期開門調査では、調整池の水位を標高マイナス 1.0～1.2メートルで管理を行いながらの海水導入であり、その期間も一ヶ月と短いものであったにも拘らず、排水樋門等に最大 6 cm のガタ土が堆積した事実があります。

また、潮受堤防締切り直前の平成 9 年、開口部が約 1.2 km であった時には、速い流れによりガタ土を巻き上げ、海水が諫早市街地の公園堰付近まで遡上したという事実もあります。

常時開門すれば、既設堤防の排水樋門前や河口部のみならず、市街地付近の河川部分にもガタ土が堆積し、排水不良など防災機能への支障を引き起こすおそれがあります。

この点について、国は、常時開門しても防災機能への支障は生じないと考えておられるのか、見解を示していただきたい。

(4) 排水ポンプ増設などの対策費用について

判決では、排水ポンプ増設などの対策の「費用の中には本件各排水門を常時開放することとは無関係に必要となるものも相当程度含まれると考える。また、上記試算の根拠は具体的に示されていない。したがって、上記主張をそのまま採用して、本件各排水門を常時開放することによって直ちに約 200 億円の社会的損失が発生するなどと解することはできない」としています。

しかしながら、調整池のマイナス 1メートル管理の場合に比べて、排水門を常時開門する場合には潮位に運動して調整池の水位も上昇することから、排水ポンプの増強は開門にとって不可避であります。

試算内容についてあらためて具体的にお示しいただいた上で、常時開門とは無関係なものが相当程度含まれているのか、見解を示していただきたい。

(5) 気象予報と調整池の水位管理について

判決では、気象予報をもとに、「必要時の閉門によって防災機能を一定程度確保することはできる」としています。これは、平成 11 年に 3 時間雨量が 10 mm 以上であったことが 83 回あり、そのうち 25 回は 2 時間前に 3 時間雨量が 10 mm 以上の予報であったことについて、相当程度符合すると評価したことをもってその理由の一つとしています。

しかしながら、これは、2 時間前の予報でも、83 回のうちわずか 25 回しか予測できないということを示しており、むしろ、83 回のうち 58 回は予測できないということを示していることにほかなりません。

また、排水の可否、排水可能な量については、外潮位の状況に応じたものとなるため、24時間前の予報があるだけでは、十分な水位管理が可能となるものではありません。

さらに、全国的に突発的な豪雨が発生する中、諫早地域は集中豪雨が発生しやすい地形特性を有しています。

こうした中で、国は、責任を持って、実際に「天気予報をもとに、必要な時に閉門することによって、高潮時、洪水時の防災機能を確保できる」と考えておられるのか、見解を示していただきたい。

また、人命・財産に関わることについて、「一定程度」確保できれば良いと考えられるのか、見解を示していただきたい。

(6) 小潮時の防災機能確保のための排水門管理方法について

現在、調整池の水位を通常マイナス1.0メートルに、また、予想降雨が大きいときは、マイナス1.2メートルまで下げて管理しています。

しかしながら、これが常時開門となれば、例えば、小潮時は干潮時でも潮位が標高0メートルより下がらず、連動して調整池の水位も0メートルと背後地の低平地より高くなり、そうした際に、大雨の予報が出ても、即時に排水できず、また、場合によっては、1週間近く排水することができず、湛水被害が起こることが予想されます。

そもそも、当地域は600年ほど前から、ガタ土堆積→干拓→ガタ土堆積→干拓という関こんを繰り返してきたために、諫早湾の最大潮位の標高2.5mの海水面より低い土地が約2700haもあり、ひとたび雨が降れば浸水するという慢性的排水不良に長年悩まされてきました。これが、調整池水位が標高マイナス1メートルに維持されることで湛水被害は大幅に改善されましたが、常時開門されれば、再び、海水面以下の低平地は湛水被害の危険にさらされることとなります。

正確な週間予報が期待できない中で、常時開門した場合、防災機能を確保するための具体的な排水門の管理方法について具体的にどのように考えられて上訴を放棄されたのか、見解を示していただきたい。

(7) 開門による堤防施設等への影響について

潮受堤防、内部堤防については、計画における調整池の最低水位を標高マイナス1.2メートル、調整池の最高水位を2.2メートルとして構造設計がなされていますが、諫早湾の潮位は、大潮時の平均満潮位（朔望平均満潮位）2.5m

ートル、大潮時の平均干潮位（朔望平均干潮位）マイナス2.9メートルであり、仮に開門した場合にこれと同様の水位変動が調整池内で起こるとすれば、堤防構造が不安定になる可能性があります。

さらに、風雨、波浪等が重なれば、標高3.5mの内部堤防を容易に超えて干拓地に調整池から海水が流入する危険もあります。

また、内部堤防の堤体材料は土砂であり、毎日のように水位変動が繰り返されれば、浸食されて堤防が崩壊するという事態にもなりかねません。

さらには、調整池と背後地を仕切る旧海岸堤防については、相当老朽化が進んでおり、堤防補強等が必要となります。

国は、これらの問題に対し、開門による堤防施設等への影響・被害についてどう考えておられるのか、見解を示していただきたい。

(8) 開門に対する排水門の構造上の問題について

南北の両排水門については、調整池側から諫早湾側（海域）へ排水を行うことを前提に設計されており、海域から調整池側への流入については想定されていません。このため、平成15年の国の中長期開門調査検討会議では、調整池側へ海水が流入する際に排水門の開閉操作を行えば、設計と逆向きの水圧が生じ、振動が発生するなど、排水門ゲートの安全性が損なわれると指摘されております。

仮に開門を行えば、海域から調整池への流入により排水門付近で激流の発生（最大流速（北部）5.7m/s、（南部）5.9m/s）が予想されていますが、この激流の中、降雨等の予測に基づき排水門の開閉操作が行われれば、排水門の構造に支障を与え、故障や破壊が発生する危険があると考えられます。

このような状況で、国は、開門しても排水門の機能・構造に支障を生じることではなく、防災機能が損なわれないと言い切れるのか、見解を示していただきたい。

[農業への影響]

(9) 農業用水の確保について

判決では、干拓地の農業について、ため池、河川、下水処理水等により代替水源を確保できる可能性も考えられるとして、「本件干拓地におけるかんがい用水を確保するために本件潮受堤防の締切りが必要不可欠であるとまではいえない」としています。

しかしながら、干拓地では実績として1日最大約1万2千トンもの農業用水を使用しており、諫早地域のため池、河川には、この干拓地の膨大な農業用水に回す新たな用水の余裕はありません。

下水処理水は、一日の処理水量が約6千トンで実際の最大日用水量の半分であり、水質も全窒素が農業用水基準1ppmの8倍(8ppm)にもなっており、農業用水には全く適していません。

また、地下水を取水すれば地盤沈下が発生することが懸念され、事実、締切りにより調整池が淡水化され、これにより農業用水が確保される以前は、諫早地域においては、地下水の取水で地盤沈下が発生し、大きな不安要因となっていました。農業用水を地下水に求めることは、このような不安要因を再現することにほかならず、到底受け入れることはできません。

河川から淡水を取水するという考え方も示されていますが、諫早湾は干満差が激しく、河口部では海水と淡水が混ざり合い、河口堰の建設無しに、河川から大量の淡水を取水することは不可能であります。しかし、そのための河口堰は約350億円を要した筑後川河口堰の例を見ても、巨額の費用が必要であり、しかも、新たな環境アセスメントを含め、建設に多くの年月を要します。

さらに、ため池をつくるという案についても、取水量からすると本明川ダムなどのダムに相当する規模の施設が必要となりますが、用水も用地もなく、空論にすぎません。

このように、地元の実情を踏まえて検証すれば、代替水源の確保は困難であることは明らかであります。

国は、代替水源の確保ができると考えておられるのか、見解を示していただきたい。

(10) 干拓地農業への塩害や潮風害について

堤防締切り前には、地元では、2年に1回程度、台風等により塩分が飛散し、農作物に付着するといった潮風害が発生していましたが、潮受堤防の締切りによる調整池の淡水化がなされたことにより、周辺農地の潮風害は防止されています。仮に開門されて海水が導入されれば、再び潮風害の発生が危惧されます。

また、諫早湾周辺の森山干拓地内の農地において、かつて、塩分遡上による農作物(メロン)の塩害が発生した事例があります。新干拓地においては、上層の土壌塩分濃度が堤防の締切りから約10年の歳月を経てようやく下がり、農業が展開できる状況になりました。しかしながら、新干拓農地の深さ70cm以下の層の土壌が依然として塩分濃度の高い状態にあることを考え合わせると、開門により調整池の水を農業用水として利用できず、十分な灌水による除塩ができなくなり、干拓地においても、深層から表層への塩分遡上が起こり、農作物に塩害が発生するおそれが高いと思われます。

判決では、国は塩害の具体的危険性について「客観的資料に基づいて主張立証しない」としていますが、判決を受けて、国は被害が出ないと認めておられるのか。これらの点について国は現場での実証試験によって客観的科学的に検証し、立証することなしに、開門すべきではないと考えますが、どのような考え方に立ち国は上訴放棄を行ったのか、見解を示していただきたい。

また、塩害は、最も懸念される被害の一つであり、当然に国はある程度の科学的、客観的データを有した上で判断されたものと推察しますが、それら科学的、客観的データについて現時点で把握されているものを示していただきたい。

また、国は開門によって引き起こされる干拓地農業への塩害や潮風害の危険性についてどのように考えておられるか、国の見解を示していただきたい。

(11) 背後地営農への影響について

さらには、平成14年の短期開門調査時に、背後地の用水路に海水が浸入し、営農に支障が生じた事実があります。また、前述したように地下水取水で地盤沈下が発生していた事実もあります。

背後地では、堤防締切り後、排水の改善と塩害がなくなったことにより、転作や裏作、さらにはハウス栽培が拡大してきており、開門されれば農業用水の確保ができなくなることをはじめ塩害や潮風害の発生など、背後地の営農に及ぼす影響は大きいものがあります。

判決では、開門による背後地農業への影響については言及されていませんが、国は、背後地の営農への影響・被害についてどう考えておられるのか、見解を示していただきたい。

[漁業への影響]

(12) 開門に伴う漁業被害の危険性について

判決では、「本件各排水門の常時開放によって漁業被害が発生する具体的危険があること及び被害の程度等を認めることができない」としています。

しかしながら、平成15年の中長期開門調査検討会議における国のシミュレーションでは、開門されれば、干満の度に排水門付近に激流が生じ、これによって発生した濁りは、諫早湾内へ、さらには、有明海の対岸へ拡散し、周辺漁場へ基大な被害を及ぼすことが想定されています。

これを踏まえ、平成16年には、開門により漁業環境に影響を及ぼす可能性があり、被害対策を行ったとしても、なお予期し得ない被害が発生するおそれがあることなどから、国は、中長期開門調査は実施しないと判断された経緯がありま

す。

実際、平成14年に行った短期開門調査でも、調整池内で魚介類が大量にへい死して死骸が海域へ流出し、また、諫早湾内では、アサリ等がへい死し、当該被害に対し、国は約6千万円の補償を行われました。

また、潮受堤防締切り直前の平成9年2月には、開口部が約1.2kmでありましたが、その時期には、干満差による海水の出入りによって速い流速が生じ、付近のアサリ漁場に被害を生じました。

これらの事実を鑑みれば、常時開門によって漁業被害が発生する具体的危険があることは明らかであり、具体的危険を認めることができないとする今回の判決は失当であります。

この点について、平成14年の短期開門調査に伴う漁業被害に対し行った補償内容をお示しいただくとともに、この事実を踏まえた上で、常時開門を行った場合の漁業被害が発生する具体的危険の有無について、どのように考えておられるのか、見解を示していただきたい。

(13) 開門による諫早湾の水質変化と赤潮発生の危険性について

平成14年の短期開門調査では、海水導入により調整池のCOD（化学的酸素要求量<水の汚れの度合いを示す>）が下がっています（開門前平均8.0mg/l→開門後平均6.8mg/l）が、これは海水により薄められ海側へ流出したものであり、逆に、排水門の外側のCODは若干増加しています（開門前2.0~4.0mg/l→開門後2.2~4.4mg/l）。開門の結果として、諫早湾全体では、水質が改善されたものではありません。

一方、調整池では、濁りの希釈や流出により透明度が上昇し、光合成が促進されて植物プランクトンが増え、開門前よりも内部生産による水質負荷量が増大したことが、国の「短期開門調査報告書」において報告されています。

このことから、開門すれば、静穏で栄養塩の豊富な調整池は赤潮の発生源、供給源となり、諫早湾の水質には悪影響を及ぼすことが考えられます。

国は、開門による赤潮発生の増大の危険性についてどう考えられるのか、見解を示していただきたい。

[自然環境への影響]

(14) 開門による新たな生態系の破壊について

開門されれば、平成9年の締切り以降、ようやく形成されてきた淡水系の生態系（絶滅危惧種を含む約700種の生物種で構成された新しい生態系）が破壊さ

れます。

H14年の短期開門調査においては、調整池内で淡水性の魚介類が約10トンも大量へい死した事実があります。今回開門すれば、これ以上の被害の発生が想定され、悪臭の発生、水質の悪化及び衛生害虫の発生が懸念されます。また、へい死した魚類や枯死した植物などが漁場に流出すれば漁場環境へも影響を及ぼすこととなります。

開門は地域の防災、農業、漁業のみならず、こうした自然環境に対しても極めて大きな影響を及ぼしますが、今回の判決はこの点について何ら考慮していません。

国は、現在の自然環境、生態系の価値をどのように評価されているのか、また、絶滅危惧種を含む新たな生態系が破壊されても良いと考えておられるのか、見解を示していただきたい。

【漁業補償契約との関係】

(15) 影響補償が既に行われていることについて

今回の判決では、本件漁業補償契約においては、「漁協の組合員は当事者となっておらず、漁業権の全部又は一部放棄は内容となっていない。」「漁協の総会決議（特別決議）は予定されていない。」とした上で、「漁協が一番被告（国）に対して漁業権を行使しないという漁協と一番被告（国）との間の債権的合意にとどまるものと解するのが相当である。」とし、原告は国に対し漁業行使権を行使しえないとの国の主張は理由がないとしています。

しかしながら、国は、事業着手前に事業施行に伴い予測される損失について、本県だけでなく佐賀、福岡、熊本の関係漁協・漁連に対し、総額約280億円の漁業補償を行い、その理解の下にこの事業は完成しています。今回の裁判の原告が所属する諫早湾外の漁協にも、流速変化により生ずる損失や魚類の産卵場、稚魚の生育場、飼料の供給源等の一部が消滅することにより生ずる損失に対する影響補償を行っており、各組合では総会決議に基づき各組合員へ配分されています。判決ではこの事実が看過されています。

この点について国はどう考えておられるのか、見解を示していただきたい。

また、今回の判決を受け入れたことにより、国は、被害の発生及び因果関係があることを認め、さらに、漁協組合員の漁業行使権が既に漁協と国との間に結ばれた補償契約に拘束されないということを確認したことになると考えられますが、仮に、漁業者から損害賠償の請求があれば、賠償の対象となり得ると考えるのか、見解を示していただきたい。

〔判決全体〕

(16) 開門による漁業被害解消の可能性について

判決は、漁業被害と潮受堤防締切りとの因果関係を認め、その侵害された漁業行使権に対する侵害の回復措置として排水門の5年間常時開門を求めています。開門により漁業被害が解消されるかについて定量的かつ科学的に全く証明されていません。

もともと、平成15年に国が設けた専門家による中長期開門調査検討会議では、中長期開門調査を実施したとしても本件事業による有明海への環境への影響を検証できるかについて、明確な結論を得ることができないとされました。

このことから、開門によって漁業被害が解消されるか否かは不確定であると思われるのに対し、開門が新たな被害を地域にもたらすことは確定的であります。しかも、その被害を減少させるには、多額の税金の投入が必要とされ、税金をいくら投入しても、被害そのものを完全に無くすことは不可能ではないかと考えられます。それにもかかわらず、国は漁業被害が解消されるか否か定かでない開門をあえて行う必要があると考えられているとするならば、その理由はいかなるものに基づくものなのか、基本的な考えをお示しいただきたい。

また、国は開門すれば漁業被害が解消するかどうかについて、どう考えておられるのか、科学的根拠について、具体的に示していただきたい。

(17) 有明海全体の環境異変との因果関係について

今回の判決では、あくまで諫早湾湾口部および近傍（大部分が長崎県沿岸の海域）における潮受堤防締切りと漁業被害との因果関係を認めています。他の有明海海域の環境異変との因果関係は認めておらず、したがって、有明海のノリ養殖との間の因果関係も認めていません。

国は、ノリ養殖などを含む他の有明海全体の環境異変と本件事業との間の因果関係はないとの考えに変わりはないが、見解を示していただきたい。

有明海の異変については、ノリ養殖の酸処理剤の使用が大きな要因とする学術的な報告があります。また、諫早湾干拓事業検討委員会の座長報告においても、ノリ養殖の酸処理剤使用、熊本新港、筑後大堰等、種々の複合的な要因が指摘されていますが、未だに有明海異変の要因は科学的客観的に解明されていません。

こうした状況において、諫早湾干拓事業に原因を押しつけるのではなく、有明海沿岸の各県の漁業環境の異変に対する不安を取り除き、諍いを解消するため、国が責任を持って、これら要因を調査・検証し、抜本的な対策に取組むべきであ

ると考えますが、見解を示していただきたい。

特に、ノリ養殖の酸処理は、COD増加の要因となる有機酸が毎年200リットルのドラム缶に換算して約17,500缶分使われていると言われます。しかし、その実態、全体像が十分明らかにされていません。さらに、近年においては、硝酸アンモニウムの散布も加わり、有明海の富栄養化を加速させ、赤潮の発生に大きな影響を及ぼしているとの指摘もあります。このことについて、国はどのように考えているのか、見解を示していただきたい。

(18) 対策費用について

判決は「排水門を常時開放することによって過大な費用を要することとなるなどの事実は認められない」などとするのみで、対策の内容も費用も示さないのに、何の根拠もなく諸対策に多額の費用は要しないとして常時開門を認めています。

国は、平成15年の中長期開門調査検討会議において対策に約630億円の費用が必要と試算されていますが、こうした費用は必要ないと考えておられるのか、また、当該費用を変更したのであれば、変更内容とその理由について具体的に示していただきたい。

(19) 裁判における国の具体的主張立証について

今回の判決中、

P26:「一番被告は、本件潮受堤防の締切り以外の有明海特有の要因も存在する旨主張するが、それらの要因による漁業被害発生の可能性は抽象的なものに過ぎない。」

P31:「上記費用の中には本件各排水門を常時開放することとは無関係に必要なものも相当程度含まれると考えられる。また、上記試算の根拠は具体的に示されていない。」

P32:「原告らは…、具体的な代替水源を主張するが、一番被告(国)は、このうち河川の水や下水処理水の再利用については、計画取水量330万立方メートルを確保できないと主張するのみである」。

「一番被告は、その具体的危険性(塩水の浸透、塩分の遡上)の有無及び程度について客観的資料に基づいて主張立証しない」。

「(塩害に対する)対策の内容及びこれに要する費用等について何ら具体的に主張立証しない」

P33:「本件全証拠によっても、本件各排水門の常時開放によって漁業被害が発生する具体的危険があること及び被害の程度等を認めることができな

いし、上記試算（常時閉門による底泥の巻き上げ及び洗掘への対策）の根拠は具体的に示されていない」

など、国が適切に主張立証してこなかったとも受け取れる記載があります。

また、地元の実情を踏まえた反証を行うためには、地域住民、干拓地及び背後地の農業者、諫早湾内の漁業者の証言、証拠等を提供・提出することも必要であったのではないかと考えます。

これらの点について、具体的に国はどのような主張立証を行われたのか、示していただきたい。

2 上訴放棄について

(20) 上訴放棄の理由と国の責務について

今回の判決は、多くの問題を含み、事実認定においても著しく妥当性を欠き、少なくとも最高裁判所への「上告受理申立の理由」に該当すると考えますが、政府としては、こうしたことの検討状況を示すことなく上訴放棄を決定されました。

上訴放棄して閉門を受け入れることは、地域住民の生命財産に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであります。こうした住民の生命財産に関わる閉門受け入れという判断を行うに当たっては、閉門によって漁場環境が確実に回復するという根拠をもって、かつ、閉門による新たな被害を発生させないための十分な方策を準備しておくべきものと考えます。一方、そのための環境アセスメントは未だ実施途中であり、結果は出ていない状況にあります。

菅総理は、住民の生命財産に係る事柄である以上、新たな被害を発生させないという万全の対策がない限り、閉門しないというお考えなのか、それとも、多少の被害が発生しても受認すべきであり、漁場環境の回復が不確かであっても閉門はやむを得ないと考えておられるのか、基本的な考えをお示しいただきたい。

そして、仮に前者のような考え方に立っておられるとすれば、今回新たな被害を発生させないということについて、どのような根拠と具体的方策をもって上訴放棄を判断されたのか、お示しいただきたい。

また、国は事業者として、地域住民、農業者、漁業者の生活、安全安心を守る重い責務がありますが、この点について国はどう考えておられるのか、責務があると考えているのであれば、何故地元に一遍の説明もなく上訴を放棄されたのか、理由を示していただきたい。

(21) 環境アセスメントとの関係について

国は、これまで開門の是非については、科学的・客観的な環境アセスメントを行って判断するとされてきました。

一方で、環境アセスメントは、未だ、途上にあり、結論が出ていない中で、国は開門受け入れの判断を行われました。

このことは、現在進められている環境アセスメントにおいて、常時開門を実施することが適当でない、との結論はあり得ないと考えておられるのか。仮にそうであれば、予断を持った環境アセスメントにならざるを得ず、本来の環境アセスメントとは言えないと考えます。

仮に、環境アセスメントの結果、常時開門が適当でないとなった場合、国は、常時開門を義務付ける今回の判決との矛盾に直面することとなりますが、国はその矛盾をどのように解消しようと考えておられるのか、見解を示していただきたい。

(22) 地元の同意について

政府与党の諫早湾干拓事業検討委員会でも、平成22年4月の座長報告において「地元関係者の理解を得ることを前提」とされており、環境アセスメントの手続の中でも長崎県から提出した「諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価方法書」に対する意見に対し、国は平成22年3月に「開門調査を含む今後の方策については、本アセスを実施したうえで、関係者の同意を得ながら検討する」と回答されています。このように国は、これまで地元の理解が前提と言ってきたにもかかわらず、今回、地元への説明を行わず理解を得ないまま、上訴を放棄し、開門の判決を受け入れる判断を行ったことは、重大な違背行為であります。この点について、国の見解を示していただきたい。

開門の実施に当たっては、地元の同意を得ることなしに行うことはないということについて、あらためて明言をしていただきたい。

3 開門に伴う具体的な対策について

(23) 影響に対する具体的な対策について

今回の判決では、「防災上やむを得ない場合を除き、諫早湾干拓地潮受堤防の排水門を開放し、以後5年間にわたって同排水門の開放を継続せよ」と命じていますが、常時開門により危惧される影響・被害は極めて重大であり、これまで述べてきたとおりであります。

実際に、平成14年の短期開門調査は調整池水位を現在と同じくマイナス1.0～1.2メートルに管理して調整池に海水を導入する「管理開門」として実施

されていますが、その際に、

- ・ 調整池への海水導入は1ヶ月程度だったが、淡水への回復には半年程度を要したこと、
- ・ 背後地の農業用水路に塩水が浸入し、農業用水として使用できなかったこと、
- ・ 排水樋門前等にガタ土が最大で約6cm 堆積したこと、
- ・ 調整池内で淡水系の魚介類が大量に斃死し、海域でもアサリ等が斃死したことなど、多くの問題が発生しました。

さらに、現在では、干拓地での営農が開始され、背後地での畑作拡大が図られ、諫早湾でのアサリ・カキ養殖が拡大するなど、平成14年の短期開門調査時点以上に、さらに大きな影響・被害の発生が懸念されます。

国は上訴せず、開門を受け入れるとの判断にあたっては、影響・被害に対する具体的な対策及び費用について当然ながら検討していなければいけないものと考えます。

ついでに、当然検討されたはずである「1 控訴審判決の問題点について」において示した開門に伴う以下の課題について、常時開門した場合の具体的な影響の想定と、それに対する対策と想定費用を具体的に示していただきたい。

- ガタ土の堆積と調整池水位の上昇により背後地の常時排水が阻害されることへの対応<(2)、(3)関連>
- 調整池水位のマイナス1メートル管理を前提とした河川整備への影響と対策<(2)関連>
- 調整池水位の上昇による洪水時の防災機能の支障への対応<(4)、(5)、(6)関連>
- 調整池の水位変動に伴う潮受堤防、内部堤防、旧海岸堤防の構造上の問題への対応<(7)関連>
- 海域から調整池への急激な流れの発生に伴う潮受堤防排水門の操作や構造上の支障への対応<(8)関連>
- 調整池の塩水化に伴う干拓地の農業用水の確保対策<(9)関連>
- 調整池の塩水化に伴う干拓地及び背後地の塩害、潮風害防止対策<(10)、(11)関連>
- 調整池の塩水化に伴う背後地の農業用水への塩分浸入防止等の農業用水確保対策<(11)関連>
- 排水門付近で発生する激流と濁り等による漁業被害防止対策<(12)関連>
- 調整池の塩水化や水位変動による絶滅危惧種を含む生態系の保全対策<(13)関連>

